

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日
条例の題名	三重県福祉基金条例	公 布 日	昭和50年10月3日
条 例 番 号	昭和50年三重県条例第29号	直 近 改 正 日	平成13年3月27日
所管部局課	健康福祉部健康福祉総務課	電 話 番 号	059-224-2254
条例の概要	高齢者等の保健福祉の向上を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、三重県福祉基金の設置に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	「高齢者等の保健福祉の向上を図るための事業」のニーズは変わらずあり、基金設置の目的は妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	同上
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に規定する目的の事業に、基金を充当している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	地方自治法第241条第1項の規定により、基金の設置については、条例により定めなければならない。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	廃止した場合、保健福祉分野の事業への影響は大きく、代替策等の検討は必要である。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	基金の管理条例であり、最低限必要な規定しか設けられていない。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	同上
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	基金の取崩額や充当事業の選定については、部内の委員会を設置して、決定している。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例の目的に沿って、高齢者等の保健福祉の向上を図る事業を推進している。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	一定規模以上の事業者に対する超過課税を原資としているが、公益上必要であると整理している。
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	条例に具体的な規定はないが、部内で定める要綱において、「市民団体活動を支援するための事業」に基金を充当することを規定するなど、県以外の主体との連携を考慮している。
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	理 由		特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・ 廃止の 必要は ない	<p>高齢者等の保健福祉の向上に対する行政ニーズは高く、現状において、基金の廃止等の検討を行う状況にはないと考える。</p> <p>条例の規定については、基金の管理に必要な最低限の規定であり、見直しの必要はないと考える。</p>		無	無